

改正銃刀法の内容と施行について

(社) 日本クレー射撃協会

昨年 12 月 5 日の銃砲刀剣類所持等取締法（以下銃刀法という）改正に伴い、銃刀法施行令・施行規則が改正され、適用時期が平成 21 年 12 月 4 日からとされています。

クレー射撃競技用散弾銃、ランニング・ターゲット射撃競技用ライフル銃・空気銃を所持されている会員皆さまに関係することなのでご留意下さい。改正内容の主要事項は下表の通りですが、更新時期が迫っている会員の方は、所轄の警察署にお問合せ願います。

内 容	対 応	種 別	適用時期	備 考
猟銃の操作及び射撃技能に関する講習	新 設	猟 銃 (含ライフル銃)	12 月 4 日 *更新時及び追加許可時に必要。但し施行後初めての更新時は免除。	当協会の免除推薦あり
実包の譲受、消費等に関する帳簿記載義務	新 設	猟 銃 (同 上)	12 月 4 日	実包の譲受・消費等につき帳簿を備え、消費数量を疎明する成績表等の添付や保管が必要
認知機能検査 (75 歳以上)	新 設	銃 砲 (含散弾銃、ライフル銃、空気銃他)	12 月 4 日 *更新時及び追加許可時に必要。	更新日の 2 月前から 1 月前までに必要 *運転免許の認知機能検査を受け、講習予備検査結果通知書を提示できる方は受けなくても良い場合があります。
18 歳未満の所持者は自宅保管ができない	新 規	空気銃	12 月 4 日	旧法による所持者についても、保管業者による保管となる
欠格事項の追加、欠格期間の延長	改 正	銃 砲 (同 上)	12 月 4 日	現許可期間については、施行日前に生じた事由に基づくものに限り、追加された欠格事項による所持許可の取消はされない。
所持許可更新の提出期間	改 正	銃 砲 (同 上)	12 月 4 日	更新申請期間は、更新日の 2 月前から 1 月前までと改正。 *従来は 15 日前まで
医師の診断書 (精神科医の診断書)	改 正	銃 砲 (同 上)	12 月 4 日 *更新時及び追加許可時に必要。	担当医が限定されるため、医師に診断書を求める前に、所轄警察署に問合せや確認が必要。
更新時の手数料	改 正	銃 砲 (同 上)	12 月 4 日	手数料の見直しが行われた。
更新時の添付書類	改 正	銃 砲 (同 上)	12 月 4 日	欠格要件に該当しない旨の誓約書、破産手続開始決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書
年少射撃資格制度	新 規	空気銃	12 月 4 日	18 歳未満で空気銃を所持できる者はオリンピック等国際競技会の選手または候補者に限定されたため、これ以外の国体選手または候補者として推薦された 14 歳以上 18 歳未満の方は、射撃指導員の監督の下、当該射撃指導員が所持する空気銃を使用できることになりました。

				*当協会の推薦が必要
--	--	--	--	------------

以 上